

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和

提案団体

所沢市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。

具体的な支障事例

これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している研修受講により調査業務を実施可能としていた。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため介護支援専門員でないと調査はできない状況である。介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が少なく人材確保が困難となっている。実際、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっている。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民の利便性については、介護認定の調査業務が円滑に進むことにより、認定機関期間の短縮につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進にもなる。行政としても、調査員の長期雇用により人件費の高騰や事務スペースの確保などの課題があるが、調査業務の委託化により、市で任用している臨時職員の人件費削減や事務スペースの狭隘化解消にもつながる。

根拠法令等

介護保険法第24条の2第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石岡市、八王子市、山口市、名古屋市、豊田市、田原市、神戸市、伊予市、宮崎市

○現在、当市では、社会福祉法人に訪問調査業務（更新・区分変更）を委託している。調査業務を外部委託する場合、調査員の資格が、介護保険法第24条の2第2項による「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」とあるため、現時点においても、受託者は人材確保に大変、難儀している。

また、次年度以降、指定市町村事務受託法人との訪問調査業務（新規）の委託を検討しているが、ここでも受託者にとって、介護支援専門員の人材確保が支障となる。受託法人委託する際、職員の資格要件が緩和されることで、スムーズな外部委託の実施につながり、行政としても、調査業務を外部へ委託することで、時間外勤務等の人件費削減及び事務の効率化につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進につながる。

○本市においても事務受託法人に、更新申請の調査を中心に約1,000件／月の調査を委託している。しかしながら、調査員の多くは居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であり、それぞれにケアマネジメント業務を持っていることから、これ以上の調査件数の増に対応することは難しいのが現状である。

また、平成30年に介護支援専門員の受験資格から、介護等業務従事者（東京都における合格者の6%程度）の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験者数及び合格者数の減少が考えられ、認定調査業務を行う介護支援専門員数の大幅な伸びは見込めない。2025年には団塊の世代が75歳を迎え、介護保険制度を必要とする被保険者の数が増加すると見込まれる。上記のような理由から、国家資格等を有し、一定の専門知識を有する者については、必ずしも介護支援専門員の資格を必要としない制度改正により、認定調査員の担い手を増やすことが望まれる。

※特に病院入院中の新規申請や区分変更申請等に対し、看護師や准看護師による認定調査を実施することができれば、退院後の被保険者の生活に備えた、効果的な調査体制になるものとする。

○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。

○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。

○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託してしる。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1100件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査（新規申請分）を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。

○当市は平成30年度から認定調査の一部を事務受託法人しているが、市内社協には受けてもらえず、委託先をプロポーザルにより民間事業者に決定した。しかしながら、全国的に、認定調査を受託可能な民間事業者はほとんどないことから、調査員資格を「国家資格所持者（看護師、保健師、理学療法士、作業療法士または社会福祉士、介護福祉士）」まで拡大すれば民間事業者は増えてくるとわれ、契約の際にも競争性を持たせることが可能となる。調査員の拡充により、市民への結果通知の日数短縮が見込める。当市が契約している事務受託法人においても人材不足は生じているため、資格拡大により調査員確保は期待できると思う。

## 各府省からの第1次回答

認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に限ることとしている。また、介護報酬は、サービスによって要介護状態区分が高いほど報酬が高くなり事業所にとって有利であり、認定調査員が要介護状態区分を作為的に高くする恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。

これらを踏まえ、どのような条件であれば介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得る。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず、予定した調査件数を委託することができないため、市職員の時間外勤務時間の大幅な増加とともに、申請から認定までの期間にも大幅な遅れが生じてしまっている。今後、市町村の認定調査事務に関する実態調査及び分析等が行われるものと思うが、できるだけ早い対応をお願いしたい。

なお、介護支援専門員でない市調査員のアセスメント技術については、調査員証を発行する前に必ず研修を実施し、丁寧な指導を行い質の確保に努めている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

「事業者にも有利となる調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査会委員に関する制約」と同様に、「介護認定調査を行う者に関する制約」として、別途定めれば足りると考える。

また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定の意味はない。むしろ、厚生労働省の行う「要介護認定適正化事業」で作成している研修素材等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より現実に即していると考える。

したがって、指定事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を外していただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できるだけ早い対応を望んでいる。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に行うなど可能な限り速やかに対応していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要であることから、どのような条件であれば、介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得ることとしたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(27) 介護保険法(平9法123)

(vi) 要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。

具体的な支障事例

○全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。  
○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。  
○就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重度訪問介護の訪問先に係る制限を緩和することにより、重度障害者の社会参加を支援することが可能となる。

根拠法令等

障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、京都市、宮崎市

○先天性難病により、人工呼吸器装着、頻回なたん吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能のため大学卒業後就職を希望している。雇用主による合理的配慮は、本人が就労するに当たっての支援については可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについてはまでは求められず、結果として就業の機会が奪われている。常時介護が必要な重度障害者が就職する事例は稀な状況の中、特に医療的ケアについては就業の有無に関わらず生命維持のために必要なものであり、重度訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維

持のための支援を切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める

## 各府省からの第1次回答

在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方があり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)においても企業等に障害のある方の困難に対する配慮が求められている。

こうした中、個人の経済活動に対して障害福祉施策として公費負担で支援を行うことについては、事業主による個々の障害特性に応じた職場環境の整備(ヘルパーの配置等)などの支援の後退を招くおそれがある。

したがって、在宅就労中の支援については、慎重な対応が必要である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方」について、本件提案は重度障害者の業務遂行を支援するためのヘルパー派遣ではなく、日常生活を支援するためのヘルパー派遣を可能とするものである。

○就労中の介助者等の費用については、経済活動によって利益を得る企業側が負担を負うことに異論はないが、重度障害者は食事や排せつなどの日常生活上の支援が多岐にわたり必要であり、その費用も大きく、企業側にとっては過度の負担となる。また、障害者差別解消法では「合理的配慮」が規定されているが、事業主に「過重な負担」を及ぼす場合は除くとされ、あくまで努力義務として、企業の自主的な取組が期待されているものである。

○在宅就労している重度障害者の日常生活の支援を企業の負担とした場合、障害者雇用に係る各種助成金等も整備されてはいるが、企業の負担や雇用条件等の要件が設けられているため十分活用されておらず、重度障害者の雇用を後退させる懸念がある。

○企業側に相当な理解がないと就労に結び付かない現状においては、在宅就労しか選択肢がない重度障害者は、日常生活上の介助者を自ら確保しないと就労できない事態に直面している。

○上記のように、企業に対して「合理的配慮」として、在宅就労時間中の重度障害者への支援を求めることには限界があり、少なくとも常時介護が必要な重度障害者においては、働く機会を提供することを優先し、福祉的な支援を行うことが望ましいと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 本件提案の趣旨は、在宅就労している重度障害者の業務支援ではなく、日常生活の支援であるから、企業が支援するのではなく、福祉サービスとして支援すべきではないか。

○ 在宅就労している重度障害者の就労時間中の支援の提供を企業に求めることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項に規定する「過重な負担」に該当するのではないかと。また、在宅で自営している重度障害者は支援を受けられないのではないかと。

○ 本件提案は、平成30年度障害福祉サービス報酬改定で議論された通勤・通学時の重度訪問介護の利用とは別の論点であるから、在宅就労している重度障害者の実態を把握したうえで、支援の在り方を検討するべきではないかと。

## 各府省からの第2次回答

個人が収入を得るために経済活動を行っている就業中の時間帯(労働時間)は、障害福祉サービスの対象となる日常生活とは性格を異にするものである。例えば就業中にトイレへ行くことは一般的には認められている(労働時間から引かれることはない。)ように、就業時間中のトイレや水分補給等は労働(経済活動)の一環であ

ると捉えられる。これは、在宅就業の場合であっても、企業等に雇用されて労働を行っているという点では同様である。

このような就業中の労働者に対する支援を障害福祉施策として公費負担で行うことについては、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでも議論があったように、本来、職場環境の整備等に関する支援を担う労働施策の役割を踏まえて慎重に検討する必要がある。

なお、仮に在宅就業中の重度訪問介護の利用を可能とした場合、障害福祉サービスに係る財政負担(負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)に大きな影響を与えることが懸念されることも留意が必要である。

#### 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(vi) 重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成 32 年 3 月 31 日までとなっている経過措置期間を延長する。

具体的な支障事例

以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。

- ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中であって、代替保育を提供するための職員確保が困難。
- ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。
- ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。
- ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。
- ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号)第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山口市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県

○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成 32 年 4 月 1 日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。

○連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、本市には提案事項の 2 点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。

○保育所、認定こども園への 3 号認定児童の申し込みが増えており、3 歳児の定員は、その施設の持ち上がりの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。

○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。

○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。

○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において 2 歳児と 3 歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

## 各府省からの第 1 次回答

### (①及び②について)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えており、これを緩和し、認可外保育施設を対応に加えるという本件提案に対応することはできない。

また、「代替保育の提供」は、家庭的保育事業等の職員が病気等により保育を提供することができない場合等に、当該施設を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要であることから、当該要件に限っても任意項目化することは困難。

なお、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。)第 6 条第 1 項第 2 号に係る連携協力については、昨年 12 月に閣議決定された「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、一定の保育の質が確保されている小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業から確保することも可能となるよう見直しを行ったところ。

また、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)に基づき、家庭的保育事業等として、認可を行う時点で、連携施設の確保が困難であっても、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する保育が終了する時点までに卒園後の受け皿を確保することを前提として認可することが可能である旨を周知している。

### (③について)

設備運営基準附則第 3 条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行後 5 年の見直しの中で検討することとしている。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

### (①及び②について)

提案している市認定保育施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同等の基準を満たしており、保育の質は十分確保しているものと考えている。その点を考慮して再検討いただきたい。

また、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による受入施設の確保により「連携施設を確保したものとみなす」と認可要件が緩和されたところではあるが、本市では引き続き卒園後の受け皿確保に苦慮している。今後も保育需要は伸びていく見込みであり、現行の認可施設のみで 3 歳児以降の受け皿を確保することは困難であることから、卒園後の受け皿に係る連携施設を拡充すべきである。

なお、「代替保育の提供」については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見直しがなされたところであるが、連携施設の確保に結実していないのが実情であり、現場の実態を踏まえ引き続

き検討をお願いしたい。

(③について)

経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

所管府省からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないため認められないとされているが、2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化措置を考えると、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相応しいかは施設を熟知している地方自治体が自ら設定できるようにすべきである。

この家庭的保育事業者等における連携施設の設定に係る基準については「従うべき基準」とされているが、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

### 【全国市長会】

保育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について>

○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設（認証保育所等）、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。

○ 平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。

<連携施設に関する経過措置の延長について>

○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではないか。

○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

(①及び②について)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。

一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業者等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

連携施設の設定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。

(③について)

設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。

6【厚生労働省】

(7) 児童福祉法(昭 22 法 164) 及び子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 61)のうち、連携施設に関する規定については、以下のとおりとする。

・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法 59 条1項に規定する施設のうち、同法 39 条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大

提案団体

南房総市、水戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。

具体的な支障事例

南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。

今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく、現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。

また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。

さらに、非常勤職員の中にある幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保ったまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。

また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する。

さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。

## 根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、山口市、玉野市、東温市、松浦市

○本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。

## 各府省からの第1次回答

### 【人員配置基準の見直しについて】

一時預かり事業（幼稚園型）においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。

人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者（幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者）割合の緩和（ $1/2$ 以上⇒ $1/3$ 以上）、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業（一般型）など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。

一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準額は有資格者（常勤的非常勤の幼稚園教諭）を適切に配置できるよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきている。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業（幼稚園型）として国・都道府県の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。

### 【免許更新対象者の追加について】

教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている（教育職員免許法及び免許状更新講習規則）。

このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。

しかし、当該事業に従事する職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。（更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。）

また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当にご相談いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 人員配置基準の見直しについて

南房総市及び水戸市の一時預かり事業（幼稚園型）は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な有資格者は1人で、有資格者の割合（ $1/2$ 以上⇒ $1/3$ 以上）を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含める、更なる緩和をお願いしたい。

幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新をしていなくても、子育て支援員研修等の受講や十分な実務経験を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は図れると考える。また、一時預かり事業における保育と教育標準時間における幼児教育

とでは教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に差異がある。必要な専門的知見はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。

そもそも本提案は、子ども・子育て支援制度における補助の適用によって一時預かり事業を実施するに当たり、現行基準では人材の確保が難しく、事業の存続が困難であるといった支障から、人員配置基準の緩和を要望している。市町村の自主財源に及ばないよう、あくまで基準の見直しを御検討いただきたい。

免許更新対象者の追加について

配置基準の見直しの回答では、一時預かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とするのは困難であるとの回答に矛盾がある。

また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となる」との指摘について、一時預かり事業に専従するニーズもある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が阻害される場合があるため、制度を改正し、専従希望の方であっても免許を更新できるようにすべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

一時預かり事業の設備及び運営に係る基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任すべきである。

委任するにあたっては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等とすべきである。

なお、参酌すべき基準等とすることは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

### 【一時預かり事業（幼稚園型）の人員配置基準の緩和】

<幼稚園教諭普通免許状未更新者について>

○ これまで一時預かり事業（幼稚園型）に対する基準緩和がなされていてもなお、人材確保が困難なため、事業の存続が危惧される地域があるという実態の中、過去に長年の幼児教育の経験があって、幼児の預かりに対しても十分な知識と技能を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状を取得して間もない職員と比較しても、十分相応しい人材と考えられるのではないか。

○ なお、子ども・子育て支援制度に関する「自治体向けFAQ【第16版】（平成30年3月30日）」では、旧幼稚園教諭普通免許状所有者であって、「修了確認期限が到来した時点で受講義務者でない者（幼稚園での預かり保育にのみ従事している者や、特段の業務に従事していない者等）のみが『普通免許状所有者』として取り扱われる」とこととしていることから、既に免許更新制度の例外が認められているのではないか。

○ 以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることができるよう緩和すべきではないか。

<小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について>

○ また、児童福祉施設設備運営基準第95条の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び養護教諭を保育士として代替配置ができることから、一時預かり事業における1/3以上の人員配置基準の員数に小学校教諭及び養護教諭を含めることは合理的ではないか。

### 【幼稚園免許更新対象者の拡大】

○ 現行基準において、1/3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を必置しなければならないにもかかわらず、一時預かり事業（幼稚園型）に従事又は従事する予定であっても、免許状更新講習を受講することができないのは制度矛盾ではないか。

○ 一時預かり事業（幼稚園型）に対する高いニーズを踏まえれば、同事業の従事者の確保は重要な課題であり、教育職員となることを希望しない者であっても、同事業への従事を希望する幼稚園教諭免許状未更新者による免許更新を許容すべきではないか。

○ なお、1次ヒアリングでは、文部科学省より、「幼稚園等で作成した臨時任用教員リスト（非常勤含む）へ登載

されている者であれば、一時預かり事業の専従者であっても免許更新講習を受講できる」との説明があったが、幼稚園の職員として勤務する意思がないにもかかわらず、臨時任用教員リストへ登載しなければ免許更新講習を受講できないことは不合理ではないか。

## 各府省からの第2次回答

○ 御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、①幼児教育・保育に関する専門的な知見を有することが公的に担保された者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となること、また、②「経済財政運営と改革の基本方針 2018 について」又は「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、幼稚園の預かり保育の無償化に当たっては、質の担保・向上のため、一時預かり事業と同様の基準を課することとされており、質の低下を招く対応は政策的に逆行することから、対応は困難である(各論点については、以下に別途記載)。

○ 一方、幼稚園の預かり保育の充実及び幼稚園の人材確保については、大変重要な課題であり、文部科学省としてはこれまでも幼稚園の人材確保支援事業の実施・一時預かり事業(幼稚園型)の補助の充実等に取り組んできており、引き続きこうした取組の実施により人材確保に努めることとしたい。

<幼稚園教諭普通免許状未更新者について>

・ 保育士資格を有しない幼稚園教諭普通免許状未更新者については、人材確保が困難となっていることへの対応として、平成 29 年度より「有資格者以外の者」として配置可能としたところであり、仮に免許更新講習の受講を希望しない者についても、一時預かり事業(幼稚園型)に従事していただくことを可能としている。

・ なお、御指摘の修了確認期限が到来している旧幼稚園教諭普通免許状所有者の取扱いについては、本来は、質の担保・向上の観点から、新免許状保有者と同様、免許更新講習の受講を求めるべきところではあるが、現行において、

①預かり保育担当職員が免許状更新講習の受講が認められない場合があること、

②旧免許状は新免許状と異なり有効期間を定めているものではないこと、

を踏まえ、例外的に有資格者として認めているものであり、当該旧免許状未更新者と同様に新免許状未更新者を有資格者として認めることは困難である。

・ なお、預かり保育担当職員の教員免許状更新講習の受講については、全国的な預かり担当職員の状況を確認するため、今後、預かり保育担当職員の免許の保有状況、教育職員としての勤務経験や発令状況等に関する調査を行う予定である。

<小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について>

・ 保育所等において、小学校教諭及び養護教諭普通免許状保有者を保育士の代替職員としている特例(児童福祉施設設備運営基準第 95 条等)については、施設全体として保育士等が2/3以上確保されることを前提(児童福祉施設設備運営基準附則第 97 条)としており、当該事業の有資格者割合(1/3以上)と比しても厳しい基準を課した上での緩和措置であることから、当該特例を以て、一時預かり事業(幼稚園型)の基準緩和を行うことは極めて困難である。

## 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)記載内容

—

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例

## 【支障】

近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成 27 年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。

## 【改正の必要性】

反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

—

根拠法令等

中小企業等協同組合法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県

○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。  
○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。

○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えます。

○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

#### 各府省からの第1次回答

##### 【警察庁】

警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。

なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。

##### 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。

また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 各府省からの第2次回答

中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。

引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」を成すにあたり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じ

る必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(14) 中小企業等協同組合法(昭 24 法 181)

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：警察庁、金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

66

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用

提案団体

砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。  
また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。  
児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2 名のうち 1 名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)第 10 条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただきたい。

具体的な支障事例

現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。  
その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

小型児童館について、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制での運営が可能となることで以下の効果が期待できる。  
現在、資格は持っていないが、将来的に子どもに関わる仕事に就きたい方への就労の機会拡充、またその後の有資格者になるための意欲向上にもつながる。  
児童館に配置する「児童の遊びを有する者」のうち、保育士等の有資格者が他の児童福祉事業等に従事することができ、全国的な問題となっている、保育士不足による待機児童問題や、保育所の存続問題など、様々な児童福祉行政が抱える問題解決への一助となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条  
児童館設置運営要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石岡市、松戸市、山口市、徳島県、高松市、松浦市、宮崎市、沖縄県

○保育園等への人材配置が優先され、児童館運営のための人材確保が困難になってきている。当市では、指定管理で児童館を運営しているが、指定業者からも人材確保に苦慮しているという話があり、児童館の存続にも影響してきている。

○保育士が不足しているなかで、児童館を運営していくためには児童厚生員（児童の遊びを指導する者）を2名配置しなければならない。この要件を緩和することで、児童館運営の一助となることが期待できる。

○本市の児童館は、小型児童館に位置づけられ、保育士等の有資格者を常時2名以上配置している（職員数：正規3名うち保育士2名、非常勤4名うち保育士3名・教員1名）。こうした現状を踏まえ、当該提案により制度改正が図られることで、今後児童館機能施設の拡充を進める上で柔軟な職員配置に資するものと考えられる。

○本市で運営する児童館においても2名の児童厚生員を配置している状況であるが、職員の配置基準を弾力的に運用可能であれば、余剰人員を不足する放課後児童クラブ等へ配置することが可能となるため、待機児童対策に繋がるものとする。

○本県でも児童館職員（保育士）を確保できずに今年度4月から休館している児童館がある。

## 各府省からの第1次回答

児童館の運営に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第1項の規定に基づき、児童の遊びを指導する者を置くこととされており、具体的な員数は、ご指摘の要綱で、望ましい運営の基準としてお示ししている。

ご提案の職員不足等の実情を踏まえ、地域の実情に応じた運営が可能になるよう、今後年末までに検討していく。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在でも児童館職員に欠員が生じた場合、募集しても申込みがなく、有資格者の人材確保に苦労している。その場合、別の児童館から職員を回すなどして何とか運営をしているが、職員にかなり負担を強いることになっている。

児童館は、そもそも一般財源で運営しているため、地域の実情に応じた柔軟な職員配置を認めていただけることで、人材不足による休館を免れることができる。

来年10月から制度開始予定の幼児教育無償化により今以上の保育士不足が懸念され、人材確保はさらに困難を極めることが予想されるため、ぜひとも前向きに早急な対応をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
児童厚生施設に保育士や社会福祉士等の資格を有する児童の遊びを指導する者を配置することについては「従うべき基準」とされている。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされているが、人員基準等の設備運営基準については法律・政令に根拠をおくこととする。

**【全国市長会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

提案団体からの見解等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な職員配置の考え方について年末までに検討し、示していくこととしたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

(ix) 児童館(40条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)38条2項)の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し

提案団体

砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括(広域的)で申請を受理及び指定できるよう求めるもの

具体的な支障事例

介護保険制度の改正により、本町においても平成 29 年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。

現在、約 50 事業所の町内外の事務所が申請をしてきているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定基準を同じくする市町村のうち、希望する市町村において指定申請書を広域的で受理・認定を行うことができるようになれば、事業所では、一箇所に指定申請することで、申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、申請先を誤認するといった事例も減少すると考えられる。

また、市町村においては事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られる。

根拠法令等

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

米沢市、福島県、綾瀬市、山口市、三島市、田原市、芦屋市、伊丹市、筑後市

○予防給付からの移行によって、これまで利用できていた利用者についても住所地特例者を除き、事業者が指定を受けていなければ利用できない状況となり、今後においても指定漏れのリスクもあり、また事業者・指定権者双方の事務が増大したことは事実であり課題である。当市でも、市町村境での相互利用は現実として相当数あるため、これまでの従前相当サービスについては、基準・介護報酬を共通化して所在地で指定事務を執るほうが効率的であると考え。また、地域密着型サービスについても全く同様の考えである。

○当市においても平成 29 年度から総合事業を開始し、現在、介護予防訪問(通所)介護相当サービス提供を当

市の住民に対して行う事業所が82か所ある。そのうち、35事業所が他市町村に所在地があるが、みなし更新の期間終了に伴い、そのすべての事業所より指定更新を受け付けた。介護予防訪問(通所)介護相当サービスは、基本的には全国一律の基準となっているはずなので、所在地の市町村にて指定を受けた場合、希望する近隣市町村でもサービス提供が行うことが出来るようになれば、事業所は申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、少数の利用者の市町村に対する申請忘れによるサービス提供不能などの事態を防ぐことができる。また、市町村においても、事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られると考えられる。

○市町村と事業所の負担軽減を図るという考え方は良いと思うが、手続き等の申請先が中核市に集中することから、ある程度の基準を定める必要があると考える。

○左記に記載されている通り、事業者は、サービスを受ける方が所在する自治体すべてに申請をする必要があることから、申請ミスや申請漏れが起きている。

○本市においても、市内外において通所75事業所訪問65事業所の指定申請を受け付けており、事務の負担が増加している。

○本県においても、総合事業の事業所の指定が原因での4月以降のサービスの請求エラーが数多く出ている。本県では特に原発避難者特例法による指定を受けている市町村があるため、より複雑化し、事業所や市町村でも混乱している状況である。少しでも事業所及び市町村の事務量を減らすことができる体制が必要。

○町村部においては、人員が少ないため、指定担当の職員を置けず、他の業務の傍ら、指定事務を行っている。当町においても、多量の書類の確認・管理を一人の職員が行う状況が生じており、指定事務の負担は大きい。職員の事務負担及び同一書類を多量に用意する事業所の手間を軽減するため、事務の簡略化・広域化が望まれる。

○当市においても、近隣自治体へいくつも指定申請を出される事業所があり、事務負担の大きさや申請洩れなどの不安が多かった。保険者としても広域的な受理・認定が可能になれば、事務負担が大きく軽減される。

○当市においても、平成29年度から総合事業を開始しており同様の支障事例が生じている。当市における指定事業所数に関しては、市内事業所数が56に対し、市外事業所数は53となっている。これは市町村の事務的負担の増加だけではなく、人材不足が大きな問題となっている事業所にとっても相当な負担であると考えられる。また、指定に係る必要書類及びサービス名称について他市町村間で異なっていることも事業所への負担を増大させている要因であると考えられる。よって、指定基準が同じである場合であって、希望する市町村において指定申請書を広域的に受理・認定を行うことに対して賛同する。今後の課題としては、各市町村によってサービス名称及び指定に係る必要書類も異なることから、統一に向けた整備を行っていく必要があると考えられる。

#### 各府省からの第1次回答

介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る事務については、現行制度上、地方自治法に基づく協議会(地方自治法第252条の2の2)、事務の委託(地方自治法第252条の14)、事務の代替執行(地方自治法第252条の16の2)等の仕組みの活用を通じて申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことが可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案について、ご指摘のとおり、現行制度の運用により、申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことで、各市町村や事業所の負担軽減も実施できると考える。

そのため、事務を一括して行う際の基準及び指導監査の取り扱いについて、既に取り組んでいる自治体の例などを含め示していただきたい。

また、本制度について、積極的に周知するとともに、基準等を年内をめどに、県及び各市町村へ通知を行うなどの検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

##### 【全国町村会】

所管省から「現行制度上可能」との回答があったが、活用事例等も含め、十分な周知を行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 提案団体は、事務を一括して行う際の基準や指導監査の取扱いについて既に取り組んでいる自治体の例などを含め示すことや、回答内容について積極的に周知することを求めていることから、各都道府県・市町村に対する周知又は通知を今年中に行っていただきたい。

## 各府省からの第2次回答

提案団体の見解を踏まえ、事例に関する情報提供及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る事務等に関して一括で行うことができる地方自治法の仕組みに関する周知について、具体的な内容を検討の上、対応してまいりたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(27) 介護保険法(平9法123)

(v) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定(115条の45の5)に係る事務については、地方自治法(昭22法67)に基づく協議会(同法252条の2の2)、事務の委託(同法252条の14)、事務の代替執行(同法252条の16の2)、一部事務組合(同法286条)、広域連合(同法291条の2)等の仕組みを活用し一括で行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

70

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園施設整備交付金等の運用の改善

提案団体

守口市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。

具体的な支障事例

・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。  
・平成 29 年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。  
・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子ども受入れ枠の拡大にも繋がり、速やかな待機児童解消対策が可能となる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成 30 年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成 29 年度補正予算及び平成 30 年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、福島県、習志野市、八王子市、川崎市、須坂市、山口市、豊田市、田原市、大阪府、池田市、貝塚市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉敷市、徳島県、松浦市、那覇市

○事業者が保育所を新設する際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できなくなる等の支障をきたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度（安心こども基金）と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図られた

い。

○本市においても、現在の実設計の取扱いでは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュール上困難であると考え、2年事業または予算繰越しにより整備を実施せざるを得ない状況となっている。

本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。

以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直し希望する。

○整備に係る入札、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つこととなり、本体工事等に十分な期間を確保できない。

そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。

内示を待っての事業着手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の着手(契約)を対象とすべきと考える。

○現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。

内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。

○理由としては、潤沢な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実質的に補助額が下がることとなることから本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2箇年度整備として国に対し協議を行っている状況となっている。

結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度ともに国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとっても市にとっても事務が煩雑となっている。

○本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に単年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となると実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。

法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは伴うが、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるといった例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能としていただきたい。

○本県においても同様の支障事例がある。

待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的明細を予め把握することで、入札や工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度が2か年事業となり、結果的に開園が遅れ待機児童が発生する事態となる。

○内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常にタイトな工期となる場合がある。一方、そうした際に2か年事業として申請する場合、1年目は実施設計だけではなく、着工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には単年度ごとの申請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題と考えているところ。

よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。

○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されるため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間何度も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。

保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても類似の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。

○近年、国において、前年度繰越予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入札不調などの事故が生じた場合に、更なる繰り越しが必要となるが、この繰り越し手続きは非常に困難である。(現にそういう事例が発生した。)仮に、内示の前後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。

また、見積り書や予算額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を抑えること

もでき、後の事務手続きが簡易となる。

対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図りうると考える。

#### 各府省からの第1次回答

現行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。

各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公立学校の施設整備等についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができること、また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園耐震化整備については、実施設計年度は交付申請年度の前年度支出分まで対象経費となることから、認定こども園整備についても、内示前の実施設計についても補助対象としていただきたい。(認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園耐震化整備で内示前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていただきたい。)

事前協議については、年度内に複数回行うことができるスケジュールとなっているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わない可能性がある。また、2カ年事業で申請をする場合、1年目に工事着工の必要があるため、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性が高い。

内示前の実施設計が補助対象となれば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目での工事着工が可能となると考える。

上記を踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【習志野市】

○前年度中にスケジュールが示され、複数回の事前協議の機会がもうけられているものの、内示後に事業着手となると、その後に実施設計、公告(入札)、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前説明を経て工事着手することとなり、十分な工期がとれず、現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。

市町村としては、十分な工期を確保するべく、年度当初の事業着手に向け、4月内示を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内示書の発出が4月の中旬以降となり、そこからの事業着手では厳しい状況に変わりはない。

さらに、交付金の活用にあたり、国から前年度の繰越予算の活用を指定された場合、事業着手後の不測の事態により事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できないと事故繰越を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。

このため、内示前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の抜本的な改善を要望する。

##### 【福島県】

回答は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の補助がなされないこと等の現状を改善すべきと考える。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいるとの回答だが、その内示がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求める。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

### 【文部科学省】

現行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。

各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。

また、30年度の認定こども園施設整備交付金の内示予定については、「平成30年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)等について」(平成30年1月29日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については概ね予定どおりに行われているものと認識している。

<平成30年度内示日(実績)>

- ・4年内示分:4月2日
- ・6年内示分:6月27日、(追加分:7月11日)
- ・8年内示分:8月17日

### 【厚生労働省】

現行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。

各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。

また、30年度の保育所等整備交付金の内示予定については、「平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について」(平成30年2月16日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については遅延なく予定どおりに行われているものと認識している。

<平成30年度内示日(実績)>

- ・4年内示分:4月2日
- ・6年内示分:6月8日
- ・8年内示分:8月10日

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

### 6【厚生労働省】

(8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金

(i)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。

(関係府省:文部科学省)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

老人福祉に係る「基準省令」の早期公布

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。  
また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。

具体的な支障事例

【地方分権の趣旨を反映できない】

介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を設けている。

このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。

しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも実施できない)。

このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。

【県民・事業者の不利益】

新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があった。

しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。

また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。

さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。

民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。

法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。

## 根拠法令等

介護保険法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田市、米沢市、福島県、千葉県、習志野市、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、海老名市、石川県、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、芦屋市、岡山県、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎市

○本市においても、地域の実情や政策課題を背景に、市の条例に独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、市民参加条例に基づき、十分な時間をかけ、関係機関などと検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布が遅れたために検討を重ねる時間が確保できず、「基準省令」を条例に落とし込む事務作業に注力せざるを得なかった。（条例の概要に係るパブリックコメントも実施できなかった。）

○創設された介護医療院は、市内の指定介護療養型医療施設の転換先の1つとして注目されており、市は、転換を検討している事業者に対して速やかに制度に関する情報提供をする必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できなかったほか、独自の基準などについて検討する時間が不十分なまま、条例の施行を迎えた。また、介護保険法施行規則（厚生労働省令）の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた市規則の改正が4月1日の施行であったため、十分な時間が確保できない事態となった。さらに、介護医療院を含めて全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知発出も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定を諦める事業者もあった。

○介護保険法施行規則（厚生労働省令）の公布が3月22日となり、条例、規則の改正が4月1日に間に合わない。

○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。

○新たな介護保険施設である介護医療院については速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があったが、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できない状況となった。また、介護保険法施行規則（厚生労働省令）や4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定届出期間を延長せざるをえなくなり、事業者への周知や事務対応に苦慮することとなった。

○条例等の制定や事業者への周知に十分な期間を確保できるようにしていただきたい。

○地域密着型サービス事業者・介護支援事業者・居宅介護支援事業者についても同様に条例改正にあたっての時間がなく、パブコメも実施できない。そのため、参酌基準について十分に検討できない。

○本市においても制度改正に伴う省令改正等の通知が遅くなっていることにより、事業所から苦情が出ているほか、当初からの加算取得をあきらめているケースはある。また、行政による様式の整備等も間に合わず、事業所にかかなりの負担を強いている。

○4月1日施行の基準条例改正に当たり、2月議会提出のスケジュールからパブコメを行う時間的余裕がなく、基準省令とおりの条例制定を余儀なくされ、県として参酌基準について盛り込むことができなかった。また、4月1日からの新基準や介護報酬改定に係る告示、解釈通知の大幅な遅れにより、介護事業所等の加算算定に係る事務処理等に混乱を生じさせ、県への問い合わせも相次いだ。

○介護保険法施行規則（厚生労働省令）の公布が3月22日となったため、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。また、4月以降の介護報酬の告示やその解釈に係る通知が3月22日となったことから、介護サービス事業者の中には、4月からの新加算等の届出が間に合わなかったところも出ている。

○基準条例を制定、報酬改定に伴う届出を改正する場合は、基準条例の施行準備や事業者への周知期間を要するが、今回の平成30年度報酬改定に伴う基準条例改正の一部が4月1日施行に間に合わない事態や事業者への周知期間が十分にもてない状態であった。

○基準省令の内容を確認し、地域の実情に合わせた条例を制定するためには、内容の検討や周知期間の設定など十分な時間をかける必要がある。そのためには基準省令の早期公布が必須であるため、是非ご検討頂きたい。

○地域密着型サービス等に係る条例改正の議会手続き、法令審査、パブリックコメント募集等に関して時間を確保できず、事務処理を適正に行う上での影響は大きい。

○新介護保険法（平成29年6月2日公布）附則第16条において、第107条第1項の許可の手続きを施行日前においても行うことができると規定されているが、「基準省令」や「報酬告示」等の公布が遅れた結果、本市介

護療養型医療施設の運営法人は、基準等が不明確な介護医療院への転換でなく、介護療養型医療施設の更新を行わざるを得ない状況であった。(不要な書類作成及び不要な手数料徴収)本市としても条例の公布が遅れ、法人が十分検討できるだけの期間を確保できなかったため、附則で規定されている事項について、法人へ説明ができない状況があった。また、報酬告示やその解釈通知の公布が3月22日であったことから、介護サービス事業者等から、4月からの新加算等について十分な準備ができないという意見があった。

○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調書の作成にも影響が出るため。

○神奈川県と同様の支障が本市でも生じている。また、介護保険法が改正され、新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設計申請等に係る手数料を定める必要があったが、基準省令の交付が遅れた結果、市議会に諮る時間がなく、市長専決をせざるを得なくなった。

○条例改正が本県2月議会の閉会後となったことから、県条例を改正すべき一部規定が4月1日の改正法施行に間に合わなかった。6月県議会に再度条例改正案を提出するといった業務負担が生じている。

○条例の制定や改正を行うにあたり、根拠となる基準省令等の交付が遅れることで業務に支障が出る他、事業所やサービス利用者への影響も心配される。制度の理解や周知(市も事業所も)、運用や整備のため一定の経過措置期間が必要である。今期の事例では、条例制定の締め切りのほうが早かったため、省令が出る前に文章は推測で作成しなければならなかった。

○基準省令の改正については、公布前に原案の提供がされたため、これを基に条例改正等の事務を進めたが、事業者への周知期間は十分確保されたとは必ずしもいえないことから、早期の公布が望ましい。

○介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったことで、市条例の改正が専決処分となった。

また、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示や解釈通知も3月22日となったことから、変更届やそれに伴う必要書類の市の様式の作成、事業所への周知、事業所による作成・提出、市での審査、国保連への伝送に至るまでを1月ですることとなり、実際に国保連請求について混乱が生じた。

○今回、「基準省令」の公布遅延により、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも短縮して実施)。新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対して、速やかに制度を周知する必要がある。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の対応策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になった。また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。

○基準省令の公布が遅れたため、条例改正等の事務が他の年度末の事務と重なり、業務量が膨大となった。また、省令改正に伴う新加算の算定内容等について、事業者への周知が遅れたため、書類提出期間が短くなり事業者側の混乱も招いた。

## 各府省からの第1次回答

介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえ決定することとされており、同審議会の意見を踏まえ、可能な限り早急に公布するよう努めているところである。一方、今般の改正においてご指摘のような事態が生じたことを踏まえ、次期改定に向けては、より円滑な施行ができるよう、努めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の基準省令の制定及び改正では、追加共同提案団体の支障事例にある通り、条例の改正等が4月1日に間に合わない地方公共団体や4月からの新加算の算定を諦めた事業者があるということであり、配慮や対応が不十分であると言わざるを得ない。

介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえて決定するのであれば、社会保障審議会の開催スケジュールを見直し、報酬改定に係る検討スケジュールの前倒しや経過措置を設定することで、十分な準備期間が確保できるよう検討していただきたい

また、新たな基準省令を制定する場合は、十分な準備や周知期間を確保できるよう、一定の経過措置期間を設定することを改めて求める。

なお、「より円滑な施行ができるよう努める。」との回答であったが、平成30年7月27日付けで改正された介護医療院の基準省令については、事前の情報もなく、改正されたことすら連絡がなかった。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【習志野市】

次期改正においては、早急な公布をお願いしたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

次期改定における介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、自治体へ適切に情報提供を行うなど、より円滑な施行ができるよう努めてまいりたい。なお、今般の改定においても経過措置が必要な項目については、対応を行っているところである。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(27) 介護保険法(平9法123)

(iv) 介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める

具体的な支障事例

【地方分権の趣旨を反映できない】

障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を設けている。「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かしていない。

【県民・事業者の不利益】

制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。

しかし、抛りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。

【働き方改革への対応】

基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。

民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。

法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。

根拠法令等

児童福祉法、障害者総合支援法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、船橋市、板橋区、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟県、新潟市、岐阜県、名古屋市、城陽市、和歌山市、鳥取県、岡山県、府中町、防府市、愛媛県、熊本

○省令改正に係るパブリックコメント関連資料が12月中旬に送付され、この時点で全体の概略が判明したが、省令改正案だけでは詳細が分からないため、制度の詳細な内容の理解及び市の基準条例改正に係る検討を暗中模索の中で行わざるを得なかった。

当然にして議会スケジュール等を勘案して、正規のパブリックコメントを実施する十分な期間もなく、障害者地域自立支援協議会委員への意見聴取に代えることで対応したが、地方分権の趣旨からして、また、市民参加の視点からしても苦肉の策であった。

省令改正の内容はもとより、新事業の内容や報酬について、事業者からの問い合わせも多く、対応に苦慮したが、国担当者に確認しても回答を得られない状態や詳細が不明なままの状態が3月末になっても続き、4月1日からの新規事業者指定に係る準備や周知が不十分となり、事業者、市民へ多大なる迷惑をかけた。

自治体の中には、事業者に対し、4月1日指定を事実上断ったところもあると聞いている。

そもそも、社会保障審議会の開催スケジュールが平成30年3月2日までに設定されていること自体無理がある。

法改正が平成28年5月になされているにもかかわらず、省令改正の遅れによる地方分権の趣旨が反映できていない状況は明らかであり、今後は早期の制度設計を図っていただきたい。

○基準省令は条例への委任規定を設けているが、4月施行の場合であっても、1月以降にならないと公布されないため、地域の実情に応じた内容を検討する十分な時間が確保されていない。

基準省令の公布が遅くなる分、市内事業所等への事前周知が遅くなり、事業所の新サービスの導入等を妨げとなる場合がある。

基準省令改正に伴う条例改正については議会の了承を得る必要があるが、議会に間に合わせるためには短時間で膨大な作業を完了させなければならなくなり、その対応に苦慮している。

○国による全国課長会議の開催が、例年3月初旬になり、その情報を事業所に周知するための説明会を開催しているが、大きな会場を予約するための確実な日程が必要ということで、いつも年度末ぎりぎりになる。そこからの対応となると現実的に4月からの運用は難しい。

早く交付できないのであれば、施行を1年先に延ばすことは出来ないのか。

○制度改正に伴う基準省令の公布が遅くなることにより、職員が内容を理解する時間が十分に確保できず、事業者からの問合せへの対応や十分な周知を行うことに苦慮している。結果として、事業者が新たな障害福祉サービスへの参入を躊躇するなど、本市の障害福祉サービス等の充実につながらず、制度改正の趣旨が活かされていない。

早期に公布することで、職員及び事業者が準備できる十分な期間を確保する必要がある。

○年度内に条例を改正する必要があることから、現在の障害児者福祉に係る基準省令の公布日では作業時間を十分に確保することができず、条例に地域の実情を反映させることが困難である。また、障害福祉サービス利用者はもとより、関係機関や事業者等への周知期間も確保することができず、制度の円滑な運用に不安がある。また、短期間に集中して作業を行う必要があることから、担当職員はその期間中、連続して長時間労働を行わざるを得ず、心身に多大な負担が生じているのが現状である。このことから、障害児者福祉に係る基準省令について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。

○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。

また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。

○制度改正などの施行にあたり、障害福祉サービス等利用者や関係機関、事業者等における十分な周知期間が確保できていない。

また、自治体においては、基準省令改正を受けた条例改正等の作業についても、十分な準備期間が確保されていない。

○「基準省令」の公布時期が遅いため、制度施行に併せて条例改正を行う際には議会提案によりやく間に合わせる程度の時間しかなく、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保できないため、地方分権の趣旨を実現することが困難な状況となっている。

また、障害福祉サービス等利用者や事業者等への十分な周知期間がなく、制度施行前には新サービスの指定情報提供ができなかった。結果として制度施行時から利用者が新サービスを利用できる機会を確保できていない状況となっている。

○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布され、内容によっては、「市町村判断」として地域の実情に応じた内容を検討する必要があるが、その時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かしていない。

事前の周知や十分な知識を習得する時間がないまま施行となるため、各事業所等からの問い合わせ対応に

追われた際、調査等に膨大な時間を割けざるを得なくなるため、長時間労働につながる。

条例の公布数が多数であった場合、短期間ですべてを網羅することは難しく、関係機関からの問い合わせに対して誤った対応をする原因となり、その後のトラブルにつながりかねない。

○神奈川県と同様に、障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。

○改正内容の詳細(Q&A等)について、市町村や事業所への情報提供次期が例年年度末頃になるため、新設された加算措置等への対応が間に合わないケースが多く見られる。

○平成30年度から児童福祉法において居宅訪問型児童発達支援が創設されたが、基準省令や支給決定に係る通知等の発出が遅れたため予算化ができなかった。

○制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。

しかし、抛りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。

また、関係する行政職員においては、基準省令改正を受けた条例改正作業等について、短期間に膨大な作業が発生し、長時間労働を余儀なくされている現状がある。

○H30.4.1～の法改正・報酬改定により当市でも対応に追われた。制度の変更内容の解釈の仕方に不安を抱いたり、関係機関との共通理解を図る点において苦慮した。そのため、市基幹相談センターや相談支援事業所と勉強会を行ったり、圏域ナビゲーションセンター主催の厚労省職員講師の研修会に参加した。

○平成30年4月から、放課後等デイサービスについて、新たに報酬区分が設定されたが、国から事前の事務連絡が送付されたのは2月であり、正式に基準省令が公布されたのは3月末である。あわせて、事業所の報酬区分の判定に関わる新たな指標が示されたが、スケジュール的に新指標による判定が困難な場合は、旧指標によるか市長が認める他の方法によるとされた。

本来であれば、地方分権の趣旨から本市の実情を踏まえた適切な判定手法を選択すべきであるが、十分な検討期間を確保できないため旧指標を用いたところ、利用者や事業者から、判定理由や報酬改定に対する多くのご意見や問い合わせなどを受けている状況である。

○基準省令改正を受けた県の事務作業においては、国が詳細な内容を示すタイミングが遅いため、当県においても、条例改正等短期間のうちに膨大な作業が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされている。

○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調書の作成にも影響が出るため。

○当市も、基準省令改正に伴う条例改正については、議会のスケジュールに合わせるため、短期間で膨大な作業を強いられている。また、規則や要綱改正のための整備省令などについての公布も遅いため、改正後、新年度(制度開始)までの期間があまりにも短く、制度周知が全くできない。

○基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。

○提案県の事例のとおり、条例改正を行うための作業期間が短く、十分な内容検討と事業者への周知が行えない。

また、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされている。

#### ○【住民・事業者の不利益】

当団体においても、新年度に入ってから関連規程を修正する状況が生じている。また、運用方法等が判然とせず、サービスにつなげられず事業者等が苦慮している事例もある。(30年度の例では、就労定着支援等)

#### 【働き方改革への対応】

3月下旬から4月上旬の短期間に、国及び都道府県の関連通知等のメール連絡だけで150件を超えており、関連部署は超過勤務で対応せざるを得ず、国が進める働き方改革に逆行する状況となっている。

○基準省令改正を受けた条例改正作業について、短時間に膨大な作業が発生し対応が困難なこと、また、事業所への周知期間等、必要な時間を十分確保する必要があることから、報酬改定に係る告示や通知の発出、基準省令の公布など、早期の対応を求める。

○本県も同様に、パブリックコメントや議会上程に十分な時間が確保できていない。

特にサービスの新設等の大きな改正については、基準に係る解釈や、報酬算定要件の明示がない限り、事前に事業の指定準備や周知を行うことができない。

○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、障害福祉サービス事業者等からの意見聴取を踏まえての地域の実情に応じた内容を検討する時間、また障害福祉サービス事業者等への周知に十分な時間が確保されておらず、円滑な事務処理に支障をきたしている。

そのため、障害児者福祉に係る「基準省令」については、可能な限り早期に公布を行うことを求める。

○本市においても神奈川県と同じ状況において苦慮しており、条例制定(改正)に必要な事務処理期間及び市

民や事業者へ制度を周知する期間を確保できるよう、障害児者福祉に係る「基準省令」について早期に公布を行うことを求めます。

○働き方改革への対応

基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係職員は長時間勤務を余儀なくされており、働き方改革の取組にも大きく反している。

#### 各府省からの第1次回答

基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要があることから、例年1月頃の公布となっているところである。

一方で、基準省令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している。

引き続き、自治体の条例改正に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公布ができるよう取り組んでまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要がある」との回答について、地方公共団体においても、条例改正にあたり、内容の検討や確認に時間を要し、条例改正に向けた十分な時間の確保と制度改正の円滑な施行に向けた取組が必要である。

「厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している」との回答について、そのような中においても追加共同提案団体の支障事例にあるとおり、パブリックコメント手続きを実施できなかった地方公共団体があるということは、配慮や対応が不十分であると言わざるを得ず、周知の在り方についても見直していただきたい。

また、障害福祉サービスの報酬改定は3年毎に実施されており、今後も実施時期が確定しているのであれば、報酬改定に係る検討スケジュールの前倒しや施行時期の見直し等、地方分権の趣旨を踏まえて国における検討・公布・施行のスケジュールを検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

基準省令改正の公布に先立って自治体に周知されている改正内容等では、その解釈や意図等の詳細が示されておらず、制度理解のために十分なものとはいえないため、基準省令の改正内容を条例に反映させることは困難である。

よって、早期の公布のみならず、制度の解釈等の詳細についても、早期に示されたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要があることから、例年1月頃の公布となっているところである。

一方で、基準省令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、改正の前年の12月までに開催される障害福祉サービス等報酬改定検討チームの開催毎に、改定に係る論点等を説明した資料等を厚生労働省ホームページで公開する等、公布に先立って改正内容等が自治体の担当者に分かるよう周知している。

引き続き、自治体の条例改正に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公布ができるよう取り組んで

まいりたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(5) 児童福祉法(昭 22 法 164) 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17 法 123)

(ii) 障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除

提案団体

神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。

具体的な支障事例

法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかとの苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成 24 年度より性別の記載が廃止されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

性別の記載が必ずしも必要でないのであれば、項目を削除することで、申請者の精神的苦痛の軽減につながる。とともに、当該項目に係る書類確認、データ入力(平成 29 年度実績: 48,473 件)の省略といった事務負担の軽減も見込まれる。

※ 平成 29 年度実績は、県所管域のみの実績件数。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 35 条第 1 項第 1 号、第 41 条第 1 項第 1 号、  
第 45 条第 1 項第 1 号、  
第 47 条第 1 項第 1 号、  
第 48 条第 1 項第 1 号、  
附則第 8 条第 1 項第 1 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡県、名古屋市、春日井市、京都市、城陽市、池田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本市、大分県、宮崎市

○当市においても、性同一性障害の方が自立支援医療(精神通院)を受けている。性別欄を削除することで、その方々の精神的苦痛を軽減させることができ、苦情等への対応がなくなり、事務負担の軽減につながると考える。

○本市においても、性同一性障害のある方が自立支援医療を申請する際に、受給者証への性別記載について省略してほしいとの要望を受けることがある。その際、随時都道府県に対して、その旨を申請書等に記載したうえで、当該受給者証のみ性別を記載しないよう対応を依頼している。しかし、そもそも受給者証への性別記載が必ずしも必要ないのであれば、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除されたい。

○当市においては、平成 28 年 4 月 1 日から、法律などで定めがあるなど特別な場合を除き、性同一性障がいの方に配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるとい個人情報保護の観点から、市が発行する証明書や各種申請書の一部について、性別記載欄を廃止しております。

精神通院医療では性同一性障がいも対象となるため、申請者の心情及び人権尊重のため、項目の削除が必要と思われます。

○本市においても、性同一性障害を有する申請者(受給者)から、性別の記載に係る精神的苦痛の訴えを受けられることがある。

このことから、性別の記載が必ずしも必要ないのであれば、申請書及び受給者証における性別欄の廃止が望ましい。

○本市においても、性同一性障害を有する方から、性別の記載をしないでほしいとの申し出があった。

○当市においても法令に基づき、自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証に性別を記載している。

「具体的な支障事例」と同様に、精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳や手帳申請書類については、法令に基づき性別の項目を削除している。

○性同一性障害の方が性別を変える前に氏名を変えており、一時的に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があった。

○窓口で相談事例あり(詳細は障がい福祉課では不明)。当時厚生労働省へ確認したが、削除できないという回答であった。

申請書・受給者証等本人が目にする書類については性別の項目は不要と考えており、市単独事業では概ね性別の項目を削除しているが、法で定められているため自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証の項目から性別を削除することができなかった。制度改正されれば他の事業と同様性別の項目を削除したい。

○法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成 24 年度より性別の記載が廃止されている。

○申請手続き等の事務に当たり、申請書や受給者証に性別の記載の必要はなく、性同一性障害の方への配慮の点からも性別の記載は廃止すべきと考える。

## 各府省からの第 1 次回答

申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられる」とのことであるが、我々としては、そのような支障はないものと考えている。また、仮に検討する場合には、申請者から性同一性障害の方への配慮に欠けるとの指摘を受けていること、精神障害者保健福祉手帳については、既に性別の記載が廃止されていることを踏まえ、できる限り早期に検討結果を出していただきたい。については、まず検討時期や検討方法を明示していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【静岡県】

「支給認定への適切な判定などに支障が生じる可能性」とはどのようなことなのか具体的に示していただき、性同一性障害の方に配慮した対応をお願いしたい。

### 【八王子市】

自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証への性別記載については、その必要性が明らかでなく、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性は考えにくい。

精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から、平成24年度より性別の記載が廃止されているところであり、自立支援医療費についても、申請者の精神的苦痛等の軽減を図るため、性別記載の早期の廃止を要望する。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、各地方公共団体の意見も踏まえ、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(v) 自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第 15 号)について、公共職業訓練等の施設の長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設の長に異動等が想定される場合には迅速な事務処理に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。

【制度改正による懸念点】

特段想定されない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

雇用保険関係様式に係る事務処理期間の短縮により、雇用保険受給者の利益に資すると考えられるほか、都道府県の事務処理の効率化が図られる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第 12 号・第 15 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○当県も同様な事務処理を行っている。事務の効率化を図るため賛同する。

○公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保

陰法施行規則様式第 15 号)に係る公共職業訓練等の施設の長の氏名記載が求められていることについては、様式にサイズを合わせたゴム印の準備を行っており、少なからず経費負担も生じている。また、雇用保険に関する業務では毎月ごと支給期日に間に合わせる必要があり、必要以上の事務負担を強いられることとなっている。○本県でも、当該証明は毎月各 100 件を下らず、証明に係る事務負担は大きなものとなっているため、提案のとおり氏名の記載を省略することで事務負担の軽減につながると考える。○本県においても提案県と同様の状況であり、該当様式については、公共職業訓練等の施設長名で証明すれば足り、施設の長の氏名の記載までは必要ないとする。○当県においても、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、訓練受講者のうち雇用保険受給資格者が多数に及ぶことから、その記載に係る必要以上の事務負担が生じている。職氏名の記載を省略することにより、都道府県の事務処理の効率化が図られるとともに、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。

#### 各府省からの第 1 次回答

雇用保険法第 15 条第 3 項において、基本手当の受給資格者は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、4週間に1回ずつ直前の 28 日の各日について失業の認定を行うものとされている。一方、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者については、失業の認定を受けるために公共職業安定所に出頭することは訓練等の妨げともなり、また、訓練施設で受講している事実が確認できれば失業の状態にあることが明確であるので、施行規則第 21 条に定める届出(様式第 12 号)を速やかに行った上で、1か月に1回、直前の月に属する各日について、第 27 条に定める証明書(様式第 15 号)を提出することをもって失業の認定を受けることとされているものである。これらの届出については、適正な支給のために厳格に確認を行う必要があることから、訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

この提案の限りにおいては、訓練施設の長の証明の必要性を見直すように求めているわけではなく、証明者の記載を「職氏名」とされているものから「職名」のみに変更することにより、業務量の削減を通じた雇用保険受給者への迅速な雇用保険給付を実現しようとするものである。(提案の趣旨が正確に理解されておらず回答がずれ違っていると思われる。) 受講届・通所届等における訓練施設の長(証明者)について、「職氏名」とされていることを「職名」のみとするこの具体的な支障について説明がなく、特段、支障もないと想定されることから「職名」のみの記載とするよう、再度、検討いただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】  
公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第 15 号)については、適正な支給に資するため、都道府県が設置する職業能力開発校の長においても厳格に確認を行った上で公共職業訓練等の施設の長の職氏名欄に「公共職業訓練等の施設名」、「施設の長の職名」、「施設の長の氏名」及び公印の押印を行っており、本件はそのうちの「施設の長の氏名」の記載省略を求めたものであり、「施設の長の職名」により訓練施設の長の証明である旨の確認は十分であると考え。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
「訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である」との回答であるが、本件は訓練施設の長の証明そのものについて省略を求めているものではない。改めて、様式のうち「施設の長の氏名」の記載を省略することについて検討すること。

#### 各府省からの第 2 次回答

公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第 15 号)に係る職氏名記載欄については、御指摘を踏まえ、職業能力開発校等の施設長は「氏名」の記載を不要とするよう、本年度中に雇用保険法施行規則の改正を行う。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(24) 雇用保険法(昭 49 法 116)

公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018 年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。

・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の権限及び基準の明確化

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

雇用保険関係様式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが躊躇われるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適当な回答を行うことができない。

また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護や適正な文書管理の点で懸念がある。

【制度改正による懸念点】

特段想定されない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

雇用保険関係様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考えられるほか、事務処理の適正化が図られる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第 12 号・第 15 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。

○雇用保険関係様式に係る受給資格者関係の書類では個人情報を含む内容が多く、その取扱いには細心の注意を図っており、複数人による確認作業は基より施設による保管管理など、相応の事務負担が生じている。個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であり、個人情報の保護や適正な文書管理の点が懸念される。

○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。

○本県でも、当該証明は毎月各 100 件を下らず、提案県と同様に個人情報の取り扱いが躊躇されることであり、証明事務の権限及び基準の明確化が必要と考える。

○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図られたいと考える。

○当県においても、雇用保険関係様式に係る証明事務を行う際には、個人情報を含む関係書類の提出を求める必要のある場合があるが、法令等で根拠が明確化されていないことから、提出を求める際の説明に苦慮している事例がある。雇用保険様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、事務処理の適正化が図られ、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考える。

#### 各府省からの第 1 次回答

雇用保険法施行規則様式第 12 号・様式第 15 号については、公共職業訓練施設の長の証明欄を設けているところであるが、御指摘も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う根拠等の明確化を行うこととする。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のように、受講届・通所届、受講証明書へ証明欄が設けられておりながら、証明事務に伴う添付書類の徴収等については、特に根拠規定がない。

また、通所届にいたっては、証明内容に交通機関でしか証明できないような内容も含まれている。

証明事務に伴う添付書類は、職業能力開発校の長を経由せず公共職業安定所長が直接受け付けたとしても雇用保険受給資格者の利益に反する理由が認められない。

こうしたことから、訓練施設の長が証明すべき内容を十分精査をしたうえで、高度な個人情報が含まれる書類等を取扱う根拠など、この事務を実施するに際しての根拠や基準を明確化するとともに、回答において具体的な明確化の方法をお示しいただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

事務の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。

#### 各府省からの第 2 次回答

御指摘を踏まえ、証明事務に関する根拠等の明確化を行う。具体的には、今年度中に雇用保険法施行規則の改正により措置することを検討する。

#### 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(24) 雇用保険法(昭 49 法 116)

公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018 年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し

提案団体

神奈川県、千葉県、山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

具体的な支障事例

都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から通所に関する事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

【具体的な支障事例】

公共職業訓練等通所届(雇用保険法施行規則様式第 12 号)に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長でも十分に行い得る「裁量の余地のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにも関わらず、実態として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、相応の事務負担が生じている。以上を踏まえると、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うべきではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認すべきである。

【制度改正による懸念点】

単に通所に関する事項を職業能力開発校の長の証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者(雇用保険受給者)の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図られたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化されることにより、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、事務処理期間の短縮が期待できる。

根拠法令等

雇用保険法施行規則様式第 12 号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、栃木県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県

○当県も同様な状況である。受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。

○通所に関する証明事務については、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃額等を申請するものとされており、公共職業訓練を受講する場合には、公共職業能力開発校の長が通所に関する事項の証明をしているが、同様に公共職業安定所長より証明内容の修正指示等を受けることがあり、最終確認を公共職業安定所で行っていることから雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。

○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。

○施設内訓練、委託訓練ともに、入校時に受講届・通所届として提出する場合と実習等による通所方法変更時に提出する場合がある。後者は提出件数が多く大きな事務負担となっており、本提案に賛同したい。

○本県でも当該証明は毎月100件を下らず、通所に係る距離および運賃確認の業務は大きな負担となっている。

○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図られたいと考える。

○公共職業訓練等通所届に係る証明事務については、証明方法等について明確な根拠等が明示されいないにも関わらず、証明した内容について公共職業安定所長から修正指示等を受けることがあることから、その修正について相応の事務負担が生じている。通所に関する事項については「裁量の余地のない確認的行為」であり、その事項の証明については雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化され、手続きの流れや方法が合理化されることにより、事務処理の適正化や都道府県の事務処理負担軽減が図られるだけでなく、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。

## 各府省からの第1次回答

御指摘の通所に関する事項の届出は、通所手当の計算に不可欠であるが、その通所経路等については、（訓練実施場所の変更がある場合等も含めて）当該訓練施設しか的確に把握できないため、訓練施設の長の証明を求めているものである。

この届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できなくなる上、受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる。

なお、御指摘も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う根拠等の明確化を行うこととする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、「通所経路等については、当該訓練施設しか的確に把握できない」との指摘であるが、訓練施設の長の証明の内容にかかわらず、出発地、目的地等に基づいて、公共職業安定所長が認定した経路により、手当が支給されている現状では、経路についての職業能力開発校の長の証明は不要である。

次に「届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できなくなる」との指摘については、通所経路の認定に必要なのは、日付、出発地、目的地等の情報であり、これらは、受講証明書の備考でも記載ができ、かつ、受講証明書の証明は行うのであるから、訓練施設の長の証明もできる。（現に、訓練場所の変更については、通所届の備考欄に目的地・住所を記載している。）

そのため、受講証明書に付加する形により訓練場所の変更等を訓練施設の長が証明することとし、通所届における訓練施設の長の証明を廃止することとしても、支障が生じることは想定できない。

また、「受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる」との指摘について、現状では雇用保険受給資格者からの書類提出を郵送等でも受け付けていることから、公共職業安定所長が通所届を直接受け付けるに当たり、敢えて出頭を求める必要はないと思われ、郵送等による方法をとれば良いと考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【福島県】

通所経路等についての的確な把握は公共職業安定所長でも行える確認行為であると考えられる。また、受給資格者が公共職業安定所に本届出を直接提出することで届出内容の正確性を担保できなくなるほどの業務と位置づけているのであればなおさら証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の負担軽減や適正化を図ることが必要と考える。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

事務の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。

## 各府省からの第2次回答

公共職業訓練等受講届・通所届（雇用保険法施行規則様式第12号）について、訓練実施場所は当該訓練等施設しか適格に把握できないため、施設長の証明を求めているものである。  
このため、厚生労働省としては、同様式3（2）区間（最終目的地）のみを証明して頂ければよいと考えており、今後、様式変更等により、その旨を明確化していきたいと考えている。具体的には、今年度中に雇用保険法施行規則の改正により措置することを検討する。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

（24）雇用保険法（昭49法116）

公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。

・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

101

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定

## 提案団体

秋田県、宮城県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。

## 具体的な支障事例

これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に進達している。

今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。

①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。

②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。

従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、都道府県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。

②また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。

## 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律 123 号)第 53 条第 1 項及び第 56 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県

○市町村は申請窓口であることから、所得区分の認定事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報照会も市町村で行うことができるようになれば事務の遅滞が生じるおそれも少ない。

○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は42/62市町村にとどまっている。

県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。

○当県においては、対象件数も多い現状にあるので、市町村で事務を行えず、すべて県でとなると、新たな人員配置が必要なのは必然である。

○県において、番号法による「所得区分の確認」を行うためには、「福祉システム」、「統合宛名システム」、「住基ネット」の3つのシステムの連携が必要となり、それぞれのシステム間での情報の受渡しが必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡しに、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報チェックが必要である。

かつ、処置件数が多いため一括処理が必要となるが、「住基ネット」等の一部の処理については別の課への依頼が必要となる。さらに、市町であれば市町民税が未申告の場合も申請書を提出に来た際にその場で本人に申告させることができるが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせるまでに時間を要することになる。

○番号法により「所得区分の確認」を市町において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町に移譲することが必要であるが、市町との協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れるなど、市町により住民サービスに差が生じることになる。

各府省からの第1次回答

【内閣府】

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であるため、まずは厚生労働省において検討を行うべきと考える。

【厚生労働省】

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける市町村の意見を勘案しながら、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る所得確認の事務については、市町村を経由する経由事務であることから、権限の一部を市町村へ移譲することにより効率的に事務を実施することができ、住民サービスの向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

県内で統一した取り扱いを速やかに行うため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していただくよう、引き続き要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体は、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前提としてマイナンバーの活用を求めているが、マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的

外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 各府省からの第2次回答

【内閣府】

厚生労働省が所管する自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であり、内閣府として回答可能な事項なし。

【厚生労働省】

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請書の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける各地方公共団体の意見を勘案しながら、検討してまいりたい。

#### 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(iv)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて

提案団体

大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。

対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第3条6項)」とされている。

この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなり、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないように規定しているものと考えられる。

しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。

実態として、大阪府では、平成 27～30 年の認定事務 97 件のうち、17 件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。

当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第 31 条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、山口市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市

○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。  
○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。  
○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考えられる。

#### 各府省からの第1次回答

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

所管府省は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。

##### 【全国市長会】

所管省からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。

#### 各府省からの第2次回答

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議の解釈について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図っていく予定である。

#### 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

(i) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市長を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続に係る添付書類の簡素化

## 提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する

## 具体的な支障事例

大阪府では子ども子育て新制度移行時(平成 27 年 4 月 1 日時点)で保育所数が 1,101 園に対し、認定こども園数が 287 園(うち幼保連携型 259 園)であったが、平成 29 年 4 月 1 日現在で、保育所数 984 園に対し、認定こども園数が 505 園(うち幼保連携型 434 園)と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。

財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この検索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。

すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼保連携型認定こども園への移行を希望する事業者の負担が軽減されるだけでなく、添付書類が簡素化されることで書類捜索に要する時間が短縮されることで速やかな移行が期待されるため、新たな認定こども園化の推進にもつながり、更には地域における子育て機能の充実により、地域の特定教育・保育サービスに対する利用者ニーズに迅速に応えることができる。

## 根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日厚生労働省雇児発第 0417001 号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、福島県、横浜市、山口市、草津市、京都府、大阪市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、藤井

○20年近く前の建物の財産処分時でさえ、添付書類の準備がかなり煩雑であったため、簡素化が必要であると思われる。

○財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書等)が必要になるが、建物が古い場合、当時の書類が散逸しており、建設当時の書類を捜索することに多大な時間を要する。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は、保育的な性質を引き続き有することから簡略化をお願いしたい。

○認定こども園への移行を希望する事業者の事務負担が大きい。

○本市では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で認定こども園数が31園(うち幼保連携型21園)であったが、平成29年4月1日現在で、認定こども園数が50園(うち幼保連携型32園)と保育所等から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本市においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。

○本市においても幼稚園から認定こども園に移行する場合、認定こども園、小規模保育事業所等を開設するにはすべての事業者が金融機関等から建物等に抵当権を付けて施設整備資金等の借入れをしており、都度、財産処分の手続きを行っており、事業者、本市とも事務手続きに時間がかかっているため改善が求められる。

○提案自治体と同様の状況であり、国が幼保連携型認定こども園の移行を推進している立場である以上、地方自治体の事務負担軽減のため、書類作成等を簡素化していただきたい。

○保育所等の既存の施設から認定こども園へ移行する際に認定申請と合わせ確認申請の手続きが必要であり、その書類の量は膨大な量となる。さらに財産処分が必要な場合は加えて書類が必要になることから、認定こども園化への阻害要因になりかねない。本市においても認定こども園化を促進していることから、可能な限りの書類の簡素化をお願いしたい。簡素化の詳細としては、財産処分の手続きに係る資料のうち「その他参考となる資料」について、案件により求められる内容が異なり、添付資料として必要な平面図や交付決定通知書等よりも膨大な量の資料を求められることが多いため、あらかじめ必要な資料として設定していただくか、保育所等から認定こども園に移行する場合においては、平面図と交付決定通知書等のみとされたい。

○幼保連携型認定こども園への移行の場合、「厚生労働省所管一般会計補助等に係る財産処分について(平成20年4月17日 雇児発第0417001号)」のうち、別添2「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」1(4)に当たり、厚生労働大臣等の承認を必要としないこととされ、申請手続の特例(包括承認事項)による報告(別紙様式2)及びその添付資料の提出でよい等、簡素化がされている。しかし、それでもなお、添付資料の準備等について、事業者の負担となっていることから、さらなる簡素化をお願いしたい。

○本市においても、保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。

○本市では、平成27年4月1日の新制度施行以降、保育所から認定こども園への移行する施設が増えてきている。その一方で、財産処分における事務が煩雑であることや、何十年前の創設時の資料の収集に苦慮している実態があるため、更なる手続きの簡素化をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の図面、写真、国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)等を必要としている。

現状、手続きにおいて必要とされる添付書類は、補助金の交付時期、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるか等の確認を行ううえで必要最低限の資料であると考えており、引き続き、当該手続きに際しては、参

考資料の添付にご協力いただきたいと考えている。

なお、現在お願いしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から検討を行うことも考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行するにあたって、支給認定された保育の必要な子どもを預かるといふ、目的が類似する施設種別の移行であることに加え、幼保連携型認定こども園化の推進は、子ども・子育て支援新制度における「地域における子育て機能の充実」、「利用者ニーズへの迅速な対応」といった施策的な要素も有していることから、「必要最低限」とする資料の考え方について御再考いただきたい。

本提案はあくまで添付資料の省略の認容を求めているが、仮に添付書類の簡素化が認められない場合であったとしても、特に改修等を伴わない転用の場合においては、補助の内容を確認するための書類として、現行認められている決算書のほか、建築年月日や図面等については、法務局から容易に取得可能な家屋等の登記簿謄本の添付で代替可とし、写真については不要とするなど、より柔軟に対応することを可能としていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【福島県】

そもそも保育所としての機能を幼保連携型認定こども園は併せ持っており、引き続いて教育・保育を提供していくものでもあるので、財産処分を不要としていただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の図面、写真、国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）等を必要としている。

現状、手続きにおいて必要とされる添付書類は、補助金の交付時期、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるか等の確認を行ううえで必要最低限の資料であると考えており、引き続き、当該手続きに際しては、参考資料の添付にご協力いただきたいと考えている。

なお、現在お願いしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から添付を省略することを検討する。

#### 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

（39）補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を2018年度中に改正する。

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

113

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

処遇改善等加算の認定権限の移譲

提案団体

大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。

具体的な支障事例

処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。

しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。

また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県との遣り取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。

更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。

根拠法令等

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山口市、京都府、池田市、愛媛県

○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。

○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成しません。

○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。

認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。

○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。

## 各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の給付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととしていた。

そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善費における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ諮った上で、平成29年度より「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号）を改正し、認定権限を移譲したところである。

指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から処遇改善等加算Ⅱという新たな仕組みを創設したところ、個々の職員ベースでの発令・給与改善状況や研修受講履歴など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要性が生じていること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考える。

なお、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る各種様式について、今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や調整等の事務はすでに行い実績も積んでいることから、ことさら都道府県の体制が整っており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。

また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化していただいたことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務処理体制が整っている」ことを理由として都道府県があえて認定事務を行う必要はないと考える。

なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割にあたる11市町から賛同が得られたところである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国市長会】

権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

1次回答にもあるように、処遇改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市・中核市を認定権者としている。

提案団体管内の市町村の約7割からは賛同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を移譲することは慎重に検討する必要がある。

全国市長会からいただいている手挙げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の更なる簡素化と併せて検討してまいりたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 5【厚生労働省】

(2)子ども・子育て支援法(平24法65)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)